

令和5年3月13日

関係各位

一般財団法人日本穀物検定協会
理事長 塩川 白良

改善命令に対する再発防止について

弊会は、不適正な農産物検査等を行ったことにより、農林水産大臣より令和5年1月24日付けで、外国産農産物検査の品位等検査の業務に関する3か月間の業務停止命令及び改善命令を受けました。

以後、下記の内容の改善措置に取り組んでおり、2月22日に報告書を農林水産大臣へ提出しました。

今回の不適正な事案を起こしたことを、重く受け止めるとともに深く反省し、役職員一丸となって再発防止に徹底して取り組むことにより、信頼回復に努めて参ります。

記

1 全役職員に対する啓発

会長から全役職員に対して訓示を行い、法令遵守の重要性を改めて啓発し、その徹底

2 研修会の実施

外部講師を招き、全農産物検査員を対象として、農産物検査業務の適正化に向けて、不適正事案の再発防止、検査証明の重要性等についての研修を実施

3 法令遵守研修の実施

外部講師を招き、全役職員に対して法令遵守に関する研修を実施

4 事案発生時の本部への連絡体制の強化

業務中に検査員が農産物検査法や農産物検査業務規程及び関係法令に照らし、判断に迷う事案の発生や他の検査員の不適正な検査行為を確認した場合などは、理事長に3時間以内に報告する連絡体制の強化

5 本部に荷役状況、証明書発行の確認担当の設置

全支部で行われる日々の検査現場での荷役状況の点検や検量証明書及び検査証明書の発行が適正に行われていることを確認するため、本部に担当者を新たに設置

6 農林水産省農産局が実施する業務改善研修の受講

農林水産省農産局が実施する業務改善研修を、不適正事案に関与した農産物検査員全員が受講

以 上